

●●市男女共同参画基本計画

平成●●年●月

● ● 市

第1章 基本的な考え方	P●
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
4 計画の推進	
5 計画の体系	
第2章 男女共同参画の推進に関する施策	P●
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
2 男女共同参画社会に向けた意識改革	
3 家庭生活における男女共同参画の実現	
4 学校教育における男女共同参画の促進	
5 職場における女性の活躍推進	
第3章 推進体制	P●
1 庁内推進体制の整備	
2 住民参画の促進	
3 計画の進行管理	

参考資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 4 宮城県男女共同参画推進条例

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。この法律の規定に基づき、国では、平成28年3月に第4次男女共同参画基本計画を策定しました。また、宮城県においては、宮城県男女共同参画推進条例の規定に基づき、平成29年3月に宮城県男女共同参画基本計画（第3次）を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を進めています。

男女共同参画の取組は少しずつ広まってきていますが、固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、依然として男女共同参画の理念が市内全域に浸透しているとは言えない状況です。

このため、市民だれもがその個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できる社会を目指す男女共同参画の理念及び推進の必要性を市民に広く普及啓発し、男女共同参画社会の形成を促進すべく、本計画を策定します。

市の個性
を入れま
しょう

2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画です。

併せて、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月13日法律第31号）第2条の3第3項に基づく、本市における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画として位置付けます。

さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく、本市における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置付けます。

本計画は「第●次●●市合計画」を踏まえた部門別計画であり、関連する計画と連携を図りながら、本市の男女共同参画を積極的に進めるものとします。

総合計画
や首長の
方針と整
合させま
しょう

3 計画の期間

計画の期間は、平成●●年度から平成●●年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変動等に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の推進

社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、市のすべての事

業について、男女共同参画の視点に配慮することを推進します。また、市民、市民グループ、事業者及びNPO等各種団体の理解と協力を得るとともに、家庭、職場、地域における住民及び事業者の自主的な活動及び男女共同参画社会の実現の取組への積極的な参加を働きかけます。

5 計画の体系

基本目標	
施策の方向	
1	政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	(1) 意思決定過程への女性の参画促進
	(2) 防災及び復興計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進
2	男女共同参画社会に向けた意識改革
	(1) 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施
	(2) 地域活動への参画促進のための情報提供
3	家庭生活における男女共同参画の実現
	(1) 男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発
	(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実
	(3) 女性に対する暴力の根絶
4	学校教育における男女共同参画の促進
	(1) 男女共同参画に関する理解の促進
	(2) キャリア形成を支援する情報提供
5	職場における女性の活躍推進
	(1) 職場における女性の参画の促進
	(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

市の実情に応じて、「農林水産・商工自営業」や「地域」、「防災」などの基本目標を加えましょう

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

本市における地方自治法第202条の3に基づく審議会等の女性委員比率は、平成●●年●月現在で●●%であり、男女が対等に参画している状況とは言えません。政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものです。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、本市に甚大な人的、物的被害をもたらしました。この震災では、意思決定過程への女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違いの配慮等にも課題が残りました。このため、今後の防災施策においても、男女共同参画の視点を取り入れる必要があります。

男女共同参画の推進に関する施策の方向

(1) 意思決定過程への女性の参画促進

本市における今後の活性化には、女性の多様な視点及び様々な能力の活用が不可欠です。本計画期間内に、市の審議会等の女性委員比率を30%まで引き上げ、政策・方針決定過程への女性の参画を引き続き推進していきます。

また、市の職員については、平成●●年●月に策定した「●●市特定事業主行動計画」に基づき、今後とも職員の意欲と能力の把握に努め、職務経験の付与や能力を向上・発揮させる機会の確保について、男女の隔たりがないように配慮して女性職員の登用に努めていきます。

施 策 の 項 目
1 審議会等委員の女性登用の推進
2 市役所や学校教育での管理職等への女性登用の推進

(2) 防災及び復興計画の策定など、意思決定の場における女性の参画の推進

防災分野への女性の参画促進の重要性を認識するとともに、国の第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、女性の意思及び意見を公正に反映させるため、市の防災会議への女性の登用率向上を図ります。

施 策 の 項 目
3 防災会議への女性登用の促進

基本目標 2 男女共同参画社会に向けた意識改革

現在も家庭や地域、職場などに根強く残っている「女性は家事と育児、男性は労働」というような固定的性別役割意識は、男女共同参画社会の実現を妨げる要因になっています。全ての市民が、男女共同参画を身近にとらえられるよう啓発活動を実施していく必要があります。

また、年代・性別、障害の有無、性的指向と性自認、国籍等に関わらず、市民が安心して住み続けることができる地域づくりのため、誰もが、様々な地域の活動に積極的に参画し、ともに責任を担っていくような環境整備が求められています。

男女共同参画の推進に関する施策の方向

(1) 男女共同参画に関する普及啓発活動の充実

あらゆる世代の人々が、それぞれの身近で切実な問題を切り口として、男女共同参画の重要性についての認識を継続的に深めることができるよう、毎年度セミナーなどの普及啓発活動を実施します。

施 策 の 項 目
4 男女共同参画に関する普及啓発事業の実施

(2) 地域活動における男女共同参画の促進

自治会や町内会、各種ボランティアなど様々な活動の場において男女共同参画が進み、これらの活動の方針決定の場への女性の参画が拡大するよう情報提供を行います。

施 策 の 項 目
5 地域活動への参画促進のための情報提供

基本目標3 家庭生活における男女共同参画の実現

男女共同参画の推進の基礎は家庭であり、家庭内での相互理解及びコミュニケーションを深めるとともに、人権を互いに尊重するという意識づくりが大切です。互いに協力し合って家事等を行うことのできる環境の整備及び育児や介護を支えるための多様で質の高い社会的支援体制の整備が求められています。

また、DV（配偶者等からの暴力）や性暴力・児童虐待などは、生命や身体を脅かす犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等・男女共同参画の視点に立った社会づくりを大きく阻害するものです。暴力を容認しない社会環境の整備が必要です。

男女共同参画の推進に関する施策の方向

(1) 男女が協力し、責任を担っていくための意識啓発

男女を問わず、あらゆる年代の市民が男女共同参画をそれぞれの身近な問題として認識し、家族がコミュニケーションを図り、協力し合いながら、家事等についてそれぞれの責任を担っていくことができるよう、意識の啓発を行います。

施 策 の 項 目

6 互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供

(2) 育児及び介護に関する社会的支援の充実

育児負担や介護負担を抱えている方に手厚い支援が行き届くよう、利用者のニーズを踏まえた保育及び介護サービス体制を整備・充実させ、併せて、市全体の機運醸成に努めます。

施 策 の 項 目

7 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供

(3) 女性に対する暴力の根絶

DVや性暴力・児童虐待などのあらゆる暴力を容認しないという社会的認識を醸成し、また、警察など関係機関と連携して、これらの暴力の発生を防ぐための環境づくりを推進します。

施 策 の 項 目

8 暴力を根絶し、発生を防ぐための意識啓発

基本目標 4 学校教育における男女共同参画の促進

人間の意識及び価値観の形成の役割を果たす学校教育の場において、人権尊重を基盤とした男女共同参画の意義の理解を促進していく必要があります。また、社会情勢や労働環境の変化するに対応し、適切な進路又は職業を選択することができるような情報提供や意識啓発を推進します。

男女共同参画の推進に関する施策の方向

(1) 男女共同参画に関する理解の促進

学校における人権及び男女共同参画教育の充実を図ります。また、教職員、保護者等が男女共同参画に関する理解を深められるよう意識の啓発等の取組を促進します。

施 策 の 項 目
9 人権及び男女共同参画に関する理解の促進

(2) キャリア形成を支援する情報提供

児童・生徒が、性別にかかわらず、主体的に進路・職業を選択する能力を身に付け、かつ、幅広い分野でその能力及び個性を発揮するため、男女共同参画に関する情報を提供します。

施 策 の 項 目
10 キャリア教育の推進

基本目標5 職場における女性の活躍推進

人口減少や少子高齢化，ライフスタイルの多様化などにより，女性の労働力がますます求められています。女性の職業生活における活躍を進めるためには，職場全体でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し，また，多様で柔軟な働き方のニーズに対応できるような環境を整備することが必要です。

男女共同参画の推進に関する施策の方向

（1）職場における女性の参画の促進

男女の均等な機会及び待遇を実質的に確保し，女性が能力を十分に発揮できる職場環境が実現するよう，事業者に対して働きかけます。

施 策 の 項 目	
1 1	ポジティブ・アクション（女性の参画を促進する取組）の普及啓発

（2）ワーク・ライフ・バランスの推進

男性が育児や介護など各分野へ参画できるよう働き方を改革し，ワーク・ライフ・バランスを推進させるための意識啓発を進めます。また，男女が共に働きやすい環境の整備及び保育・介護サービスなど社会的支援体制の充実を促進します。

施 策 の 項 目	
1 2	仕事と家庭の両立に関する意識啓発
1 3	育児・介護休業制度の普及拡充及び制度を利用しやすい環境づくりの促進

第3章 推進体制

男女共同参画に関する施策は広範・多岐にわたることから、本計画を着実に推進していくため、市の各課・各機関が一体となって取り組みます。また、宮城県と緊密な連携を図り、男女共同参画の推進に関する取組を総合的に推進します。

1 庁内推進体制の整備

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、男女共同参画担当部署である●●課が主体となり、関係各課との調整・連携を図りながら、全庁的に施策に取り組みます。また、職員の男女共同参画に関する意識の啓発に努めます。

2 住民参画の促進

市民及び市民グループ、事業者等に対する情報提供を行い、広く男女共同参画の推進を働きかけて事業を展開するとともに、男女共同参画に関する自主的な取組に対する支援を行います。

3 関係団体や事業者との連携

経済団体や福祉団体、民間非営利活動団体（NPO）等各種団体や事業者と連携し、相互に協力し合える体制づくりを進めます。

4 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、男女共同参画担当部署である●●課が中心となって計画の進捗状況を把握し、定期的に計画の進行管理を行います。

参考資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 4 宮城県男女共同参画推進条例

●●市男女共同参画基本計画（平成●●年●●月策定）

●●市●●課

〒

宮城県●●市●●

電 話

F A X

e-mail